

令和3年第4回（12月）

# 川口市議会定例会

一般議案

令和3年第4回（12月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第130号	川口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第131号	川口市特別会計条例の一部を改正する条例……………	3
議案第132号	川口市印鑑条例の一部を改正する条例……………	4
議案第133号	川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	6
議案第134号	川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	9
議案第135号	川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…	10
議案第136号	川口市中小企業融資条例の一部を改正する条例……………	11
議案第137号	川口市戸塚環境センター施設整備事業者選定委員会条例を廃 止する条例……………	12
議案第138号	川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例 を廃止する条例……………	13
議案第139号	川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条 例……………	14
議案第140号	川口市景観形成条例の一部を改正する条例……………	18
議案第141号	川口市屋外広告物条例の一部を改正する条例……………	19
議案第142号	川口市下水道条例の一部を改正する条例……………	22
議案第143号	工事請負契約の締結について（戸塚収集事務所建設工事） ……	23
議案第144号	訴えの提起について（支払督促の申立て） ……	24
議案第145号	訴えの提起について（支払督促の申立て） ……	25
議案第146号	専決処分の承認について（裁判上の和解について） ……	26
議案第147号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市芝コミュニテ ィセンター） ……	28
議案第148号	市道路線の認定について（新郷第72-2号線） ……	29
議案第149号	市道路線の認定について（神根第2-7号線） ……	30
議案第150号	市道路線の認定について（神根第420-8号線ほか1路線） …	31
議案第151号	市道路線の廃止について（新郷第72号線） ……	32
議案第152号	川口市公平委員会委員の選任同意について……………	33
議案第153号	川口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について……………	34

## 議案第130号

### 川口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「宿日直手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第12条の2の次に次の1条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第12条の3 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等に関する条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は勤務時間等に関する条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間等に関する条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。次条第3項において「祝日法による休日等」という。）若しくは年末年始の休日（勤務時間等に関する条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。次条第3項において「年末年始の休日等」という。）（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲

内において規則で定める額

- 4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 前2項の休日とは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等その他規則で定める日をいう。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川口市職員の給与に関する条例第2条及び第12条の3の規定は、令和3年4月1日から適用する。

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 1 3 1 号

川口市特別会計条例の一部を改正する条例

川口市特別会計条例（昭和 3 9 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 7 号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の川口市特別会計条例に規定する川口市公共用地取得事業に係る令和 3 年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

## 議案第 1 3 2 号

### 川口市印鑑条例の一部を改正する条例

川口市印鑑条例（昭和 4 9 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条を第 2 3 条とし、第 1 7 条から第 2 1 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 1 6 条の見出し中「印鑑登録証明」を「印鑑登録証明書」に改め、同条第 1 項中「前条」を「第 1 5 条」に改め、「（第 1 8 条の規定により印鑑登録証明書の交付を受ける者の指定をした者を除く。）」及び「（入出力装置を含む。以下同じ。）」を削り、同条を第 1 7 条とする。

第 1 5 条の見出し中「印鑑登録証明」を「印鑑登録証明書」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（キオスク端末による印鑑登録証明書の申請）

第 1 6 条 第 1 4 条第 3 項及び前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者（第 1 9 条の規定により印鑑登録証明書の交付を受ける者の指定をした者を除く。次条第 1 項において同じ。）は、当該印鑑の登録を受けている者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）を利用して、キオスク端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）を經由して市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 1 5 年総務省令第 1 2 0 号）第 4 2 条第 2 項の規定により当該個人番号カードに設定された暗証番号をいう。）その他必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請を行うことができる。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

（川口市戸籍法等関係事務手数料条例の一部改正）

2 川口市戸籍法等関係事務手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「及び第16条」を「から第17条まで」に改める。

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

## 議案第133号

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第71号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第4章 雑則（第53条）  
附則」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

本則に次の1章を加える。

### 第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面の交付又は提出については、当該書面の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この



場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面による同意の取得に

ついて準用する。この場合において、第2項中「の交付又は提出」とあるのは「による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「を交付し、又は提出した」とあるのは「による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「教育・保育給付認定保護者の使用」とあるのは「特定教育・保育施設等の使用」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「特定教育・保育施設等」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得る」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第134号

川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川口市国民健康保険条例（昭和34年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の川口市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 1 3 5 号

川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川口市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 項」を「第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

## 議案第136号

### 川口市中小企業融資条例の一部を改正する条例

川口市中小企業融資条例（平成12年条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号中「のうち、1月以内に同条第28項第1号に掲げる創業を行う具体的な計画を有するもの」を削り、同項第3号中「のうち、2月以内に同条第28項第2号に掲げる創業を行う具体的な計画を有するもの」を削り、同項第4号中「掲げる者」の次に「（強化法第129条第2項の規定により同号に掲げる者とみなされる者を含む。）」を加える。

第9条第2項第2号中「20,000,000円」を「35,000,000円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市中小企業融資条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請をする者に係る融資について適用し、同日前に申請をした者に係る融資については、なお従前の例による。

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 1 3 7 号

川口市戸塚環境センター施設整備事業者選定委員会条例を廃止する条例  
川口市戸塚環境センター施設整備事業者選定委員会条例（令和 2 年条例第 3 6 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 5 3 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表戸塚環境センター施設整備事業者選定委員会の項を削る。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 1 3 8 号

川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例を廃止する条例  
川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例（平成 2 2 年条例第  
1 2 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に  
よる。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

## 議案第 1 3 9 号

川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市建築基準法等関係事務手数料条例（平成 1 1 年条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、同号アを次のように改める。

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書若しくは住宅品質確保法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書（いずれも認定申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等（法第 2 条第 4 項に規定する長期使用構造等をいう。以下この条において同じ。）であることが記載されたものに限る。）又はこれらの写し（以下この条において「確認書等」という。）が添付されているもの 1 件につき 別表第 2（ア）の欄に掲げる住宅の種類、床面積の合計及び工事種別（増築又は改築とある場合においては、長期使用構造等とするための工事を含む。以下この条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額

第 5 条第 1 項第 1 号イを削り、同号ウ中「適合証及び設計住宅性能評価書の写し」を「確認書等」に、「同表（エ）の欄」を「同表（ウ）の欄」に改め、「（当該認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、同時申請戸数で除して得た額（その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））」を削り、同号ウを同号イとし、同項第 2 号中「前号の規定」を「同号の規定」に改め、「（当該認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、同時申請戸数で除する前の額）」及び「（当該認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、同時申請戸数で除して得た額（その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））」を削り、同項第 3 号アを次のように改める。

ア 確認書等が添付されているもの 1 件につき 別表第 2（ア）の欄に掲げる住宅の種類、床面積の合計及び工事種別の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額

第 5 条第 1 項第 3 号イを削り、同号ウ中「適合証及び設計住宅性能評価書の写し



」を「確認書等」に、「同表（エ）の欄」を「同表（ウ）の欄」に改め、「（当該変更認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、既認定戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））」を削り、同号ウを同号イとし、同項第4号中「前号の規定」を「同号の規定」に改め、「（当該変更認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、当該共同住宅等について同時に変更認定申請をする住戸の数の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））」を削り、同項第5号中「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加え、同項に次の1号を加える。

(7) 法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率の特例許可申請手数料 1件につき 160,000円

第6条第1項第1号ア中「書類（）」の次に「住宅品質確保法第5条第1項に規定する」を加え、同項第2号及び第4号中「前号の規定」を「同号の規定」に改める。

第7条第1項第1号中「又は法」を「又は」に改め、同項第4号及び第6号中「前号の規定」を「同号の規定」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

(ア)			(イ)	(ウ)
住宅の種類	床面積の合計	工事種別		
一戸建て		新築	8,000円	57,000円
		増築又は改築	13,000円	85,000円
共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）	500平方メートル以内の場合	新築	17,000円	127,000円
		増築又は改築	25,000円	194,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内の場合	新築	28,000円	200,000円
		増築又は改築	42,000円	306,000円
	1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内の場合	新築	52,000円	389,000円
		増築又は改築	78,000円	599,000円
	2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内の場合	新築	78,000円	692,000円
		増築又は改築	118,000円	1,068,000円
	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内の場合	新築	115,000円	1,185,000円
		増築又は改築	173,000円	1,832,000円

10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内の場合	新築	199,000円	2,187,000円
	増築又は改築	300,000円	3,384,000円
20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内の場合	新築	257,000円	3,123,000円
	増築又は改築	386,000円	4,832,000円
30,000平方メートルを超える場合	新築	300,000円	3,824,000円
	増築又は改築	451,000円	5,919,000円

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市建築基準法等関係事務手数料条例（以下「新条例」という。）第5条第1項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に交付を受けたこの条例による改正前の川口市建築基準法等関係事務手数料条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項第1号アに規定する適合証又は同号イに規定する設計住宅性能評価書の写しが添付されている認定申請に係る手数料については、新条例第5条第1項及び別表第2の規定にかかわらず、旧条例第5条第1項第1号（ウを除く。）、第2号、第3号（ウを除く。）及び第4号並びに別表第2（（エ）の欄を除く。）の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項第1号中「第3項」とあるのは「第5項」と、同号ア中「定める額（当該認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、当該共同住宅等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数（以下「同時申請戸数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））」とあるのは「定める額」と、同号イ中「定める額（当該認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、同時申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））」とあるのは「定める額」と、同項第2号中「算定した額（当該認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、同時申請戸数で除する前

の額)」とあるのは「算定した額」と、「加算した額（当該認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、同時申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））」とあるのは「加算した額」と、同項第3号ア中「得た額（当該変更認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、当該変更認定申請をする際に現に法第6条第1項の認定を受けている当該共同住宅等の住戸の数の合計数（以下「既認定戸数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））」とあるのは「得た額」と、同号イ中「得た額（当該変更認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、既認定戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））」とあるのは「得た額」と、同項第4号中「算定した額（当該変更認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、当該共同住宅等について同時に変更認定申請をする住戸の数の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））」とあるのは「算定した額」とする。

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第140号

川口市景観形成条例の一部を改正する条例

川口市景観形成条例（平成19年条例第26号）の一部を次のように改正する。  
別表1の項要件の欄第2号及び第3号を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

## 議案第141号

### 川口市屋外広告物条例の一部を改正する条例

川口市屋外広告物条例（平成19年条例第27号）の一部を次のように改正する。  
第5条第1項第4号中「景観法」の次に「（平成16年法律第110号）」を加える。

第7条第1項中「により」の次に「申請し」を加える。

第8条第1項中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより申請し」を加え、同条第2項中「、第4項及び第5項」を「から第5項まで」に改める。

第11条を次のように改める。

### 第11条 削除

第13条中「管理者（）」を「第6条第2項第2号の規定により置かれた広告物若しくは掲出物件を管理する者（以下この条において「管理者」という。）（）」に改める。

第17条第5項を削り、同条第6項に次の2号を加える。

(4) 公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに表示する広告物又は設置する掲出物件で、当該広告物に係る収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

(5) 法人その他の団体が表示する広告物又は設置する掲出物件で、当該広告物に係る収入を地域における公共的な取組であって規則で定めるものに要する費用に充てるもの

第17条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「及び第7条から第13条まで」を「、第7条から第10条まで、第12条及び第13条」に、「第17条第6項」を「第17条第5項」に、「第17条第7項において準用される第6条第5項」を「第17条第6項において準用する第6条第5項」に、「第17条第7項において準用される第7条第1項」を「第17条第6項において準用する第7条第1項」に改め、「、第11条中「第6条第2項第2号」とあるのは「第17条第7項において準用される第6条第2項第2号」と」を削り、「第17条第7項において準用される第9条」を「第17条第6項において準用する第9条」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、第9項を第8項とする。

第19条第1項中「第17条第6項」を「第17条第5項」に改める。

第20条の次に次の2条を加える。

(管理義務)

第20条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置するもの若しくはこれらを管理する者又はこれらの所有者若しくは占有者（以下「広告物の表示者等」という。）は、当該広告物又は掲出物件に関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(点検)

第20条の3 広告物の表示者等は、当該広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、法第10条第2項第3号イに掲げる者（以下「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 広告物の表示等の許可等又は第17条第5項若しくは同条第6項において準用する第7条第1項若しくは第8条第1項の許可（第50条第1項において「適用除外の許可等」という。）の申請をしようとするものは、前項の点検の結果を市長に提出しなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、この限りでない。

第21条中「、第11条（第17条第5項及び第7項において準用する場合を含む。）」を削り、「第17条第7項」を「第17条第6項」に、「又は前条」を「、第20条又は第20条の2」に改める。

第22条第1項中「、第11条（第17条第5項及び第7項において準用する場合を含む。）」を削り、「第17条第7項」を「第17条第6項」に、「又は第20条」を「、第20条又は第20条の2」に改める。

第31条第2号中「第8項並びに第9項」を「第7項並びに第8項」に改める。

第42条第1項第1号を次のように改める。

(1) 屋外広告士

第50条第1項中「（第17条第7項において準用する場合を含む。次項におい

て同じ。) 」を「又は適用除外の許可等」に改める。

第57条中「第17条第7項」を「第17条第6項」に改める。

附則第1項ただし書中「附則第5項」を「附則第3項」に改める。

附則第2項の前の見出し並びに同項及び附則第3項を削る。

附則第4項に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「前項に規定するもののほか、施行日」を「この条例の施行の日(以下「施行日」という。)」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第5項第2号中「第8項並びに第9項」を「第7項並びに第8項」に改め、同項を附則第3項とし、附則第6項を附則第4項とする。

附則第7項の前の見出しを削り、同項を附則第5項とし、同項の前に見出しとして「(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)」を付し、附則中第8項を第6項とし、第9項を第7項とする。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第142号

川口市下水道条例の一部を改正する条例

川口市下水道条例（昭和47年条例第27号）の一部を次のように改正する。  
第8条の3第1項第10号中「第6条第4号」を「第6条第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫



議案第143号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 戸塚収集事務所建設工事
- 2 工 事 場 所 川口市大字藤兵衛新田290番地
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 271,590,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 埼玉県川口市末広3丁目14番10号  
埼和興産株式会社

代表取締役 北 濱 雄 嗣

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

## 議案第144号

### 訴えの提起について

学校給食費の滞納に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に川口簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

#### 1 相手方

川口市上青木西4丁目15番16号

鈴木 琢 磨

鈴木 瑠 美

#### 2 事件の内容

上記の者は、扶養する子が学校在学中に利用した学校給食費の滞納に対し、支払いに応じるよう電話や訪問、催告書等により再三催告したが支払いに応じなかった。そこで、債務者に対し当該債権の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立てを行うものである。

その際、上記の者が支払督促及び仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促及び仮執行宣言の申立てが川口簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

#### 3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し学校給食費の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

#### 4 事件の取扱い

第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

## 議案第145号

### 訴えの提起について

学校給食費の滞納に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に川口簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

#### 1 相手方

川口市大字安行慈林514番地の20

松島清登

松島由美子

#### 2 事件の内容

上記の者は、扶養する子が学校在学中に利用した学校給食費の滞納に対し、支払いに応じるよう電話や訪問、催告書等により再三催告したが支払いに応じなかった。そこで、債務者に対し当該債権の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立てを行うものである。

その際、上記の者が支払督促及び仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促及び仮執行宣言の申立てが川口簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

#### 3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し学校給食費の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

#### 4 事件の取扱い

第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第146号

専決処分の承認について

差押債権取立請求事件（さいたま地方裁判所令和2年（ワ）第2358号）に関し和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

差押債権取立請求事件（さいたま地方裁判所令和2年（ワ）第2358号）に関し和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和3年10月13日

川口市長 奥ノ木 信 夫

## 裁判上の和解について

差押債権取立請求事件（さいたま地方裁判所令和2年（ワ）第2358号）について、次のとおり和解する。

### 1 原告

川口市

### 2 被告

東京都中央区銀座4丁目12番15号

S M B C コンシューマーファイナンス株式会社

代表取締役 金子良平

### 3 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件和解金として235万5179円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を令和3年11月24日限り、原告指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 被告が前項の金員の支払を怠ったときは、被告は、原告に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する令和3年11月25日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金を支払う。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

議案第147号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市芝コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称

川口市芝新町10番25号

芝コミュニティ委員会

会長 藤 生 昌 介

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第148号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)
新 郷 第72-2号線	大字赤井字田畑1152番11地先	大字赤井字田畑1178番9地先		5.0	273.9

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

認定路線位置概図



議案第149号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)
神 根 第2-7号線	大字安行額根岸外谷田2523番1地先	大字安行額根岸外谷田2664番7地先		9.0	67.7

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

認定路線位置概図





議案第150号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)	
神 根 第420-8号線	大字石神字吠原218番99地先	大字石神字稲荷丸291番33地先		5.0	55.5	①
神 根 第420-9号線	大字石神字稲荷丸291番29地先	大字石神字稲荷丸291番43地先		5.0	35.1	②

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

認定路線位置概図



# 議案第151号

## 市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

### 記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
新 郷 第 7 2 号 線	大字赤井字田畑1152番地先	大字赤井字田畑1162番地先		4.0	38.6

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

## 廃止路線位置概図



議案第152号

川口市公平委員会委員の選任同意について

川口市公平委員会委員に次の者を選任するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により同意を求める。

記

多 田 竜 一 昭和53年11月10日生 川口市川口1丁目5番14-2  
704号 スカイフロントタワ  
ー川口

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 多 田 竜 一

生年月日 昭和53年11月10日

現住所 川口市川口1丁目5番14-2704号 スカイフロントタワー川口

平成17年10月 弁護士登録（埼玉弁護士会所属）

平成22年 1月 川口市固定資産評価審査委員会委員

平成25年 1月 川口市固定資産評価審査委員会委員

平成27年 4月 埼玉弁護士会副会長

平成29年 1月 川口の弁護士の会代表

平成29年12月 川口市公平委員会委員

議案第153号

川口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

川口市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求める。

記

植 木 竜 太      昭和58年5月21日生      川口市並木元町6番31-803  
号      コスモ川口グレイスフォルム

令和3年11月30日提出

川口市長      奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名      植 木 竜 太

生年月日      昭和58年5月21日

現 住 所      川口市並木元町6番31-803号      コスモ川口グレイスフォルム

平成25年12月      弁護士登録（埼玉弁護士会所属）

平成30年 8月      川口市同和对策審議会委員

平成31年 4月      川口市開発審査会委員